

参議院財政金融委員会會議録第五号

平成十八年十一月三十日(木曜日)

午後一時開会

委員の異動

十一月二十八日

辞任

尾立 源幸君

芝 博一君

十一月二十九日

辞任

平野 達男君

若林 秀樹君

十一月三十日

辞任

大塚 耕平君

黒岩 宇洋君

補欠選任

若林 秀樹君

大塚 耕平君

補欠選任

広野ただし君

黒岩 宇洋君

補欠選任

松井 孝治君

尾立 源幸君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

家西 悟君

杵掛 哲男君

中川 雅治君

野上浩太郎君

大久保 勉君

峰崎 直樹君

委員

泉 信也君

金田 勝年君

椎名 一保君

田浦 直君

田中 直紀君

舩添 要一君

山下 英利君

池口 修次君

尾立 源幸君

国務大臣

財務大臣

副大臣

財務副大臣

経済産業副大臣

大臣政務官

国土交通大臣政務官

事務局側

常任委員会専門員

政府参考人

法務大臣官房審議官

外務大臣官房審議官

外務大臣官房参事官

財務省関税局長

厚生労働大臣官房審議官

厚生労働大臣官房審議官

厚生労働省職業安定局高齢・障害者雇用対策部長

農林水産大臣官房総括審議官

農林水産大臣官房審議官

富岡由紀夫君

広田 一君

広野ただし君

松井 孝治君

円 より子君

西田 実仁君

山口那津男君

大門実紀史君

尾身 幸次君

富田 茂之君

山本 幸三君

藤野 公孝君

藤澤 進君

齊藤 雄彦君

田辺 靖雄君

水上 正史君

青山 幸恭君

草野 隆彦君

白石 順一君

岡崎 淳一君

内藤 邦男君

笹谷 秀光君

本日の会議に付した案件

○連合審査会に関する件

○政府参考人の出席要求に関する件

○関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(家西悟君) ただいまから財政金融委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日までに、芝博一君及び平野達男君が委員を辞任され、その補欠として広野ただし君及び松井孝治君が選任されました。

○委員長(家西悟君) 連合審査会に関する件についてお諮りいたします。

信託法案及び信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案について、法務委員会に対し連合審査会の開会を申し入れることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(家西悟君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

なお、連合審査会開会の日時につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(家西悟君) 御異議ないものと認め、さよう取り計らいます。

○委員長(家西悟君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

関税暫定措置法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、政府参考人として財務省関税局長青山幸恭君外十四名の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(家西悟君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

○委員長(家西悟君) 関税暫定措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

○野上浩太郎君 自由民主党の野上浩太郎でございます。よろしく御願いいたします。

関税暫定措置法の一部を改正する法律案でございますが、このトップバッターで質問をさせていただきます。

議論となっており、その前に、まず先般来編成方針について、まずお伺いしたいというふうに思います。

自民党及び公明党、与党は先般、この方針につきまして、財政健全化路線を堅持する中で、例えば災害対策等とかいじめ問題、学校の耐震化への対応等とか障害者自立支援法の円滑な運用への措置、そして地域の活性化への対応と、こういうところに留意をすべき旨を決定いたしました。が、財務省といたしまして、どのような方針で臨

んでいくのか、財務大臣に御所見をお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(尾身幸次君) 十八年度の補正予算につきましては、先般、総理からの御指示を踏まえまして、国民の安全、安心の観点から災害対策等の必要な経費に限定して対応することとして、できるだけ公債減額を行うとともに、平成十七年度決算剰余金九千九億円の全額を国債整理基金特別会計に繰り入れることとしておりまして、財政健全化路線を堅持したいと考えております。

与党の方からは、今、野上委員から御紹介がありましたように、先週末に官房長官に對しまして十八年度補正予算についての申入れが行われ、その中で安全、安心にかかわる災害対策、いじめや学校の耐震化という緊急性を要する社会問題、合併補助金に留意するように要請があったところでございます。

財務省といたしましては、先ほど申し上げました国民の安心、安全の観点からの災害対策等の必要な経費に限定して対応するという方針の下、これらについてもしっかりと検討してまいりたいと考えております。

○野上浩太郎君 ありがとうございます。安倍政権の最初の補正予算でございますので、財政健全化路線の堅持とともに、やっぱり成長戦略、またこれに資する緊急の対応につきましても、是非御検討をお願いしたいというふうに思ひます。次に、先般、十八日、十九日にオーストラリアのメルボルンで開かれました二十か国財務相・中央銀行総裁会議、G20ですね、これについてお伺いしたいというふうに思ひますが、まずもって、尾身大臣には大変強行スケジュールの中で、ハードスケジュールの中、お疲れさまでございまして、これ、「繁栄の構築と維持」ということをテーマに開催をされたというふうにお聞きしておりますが、WTOですとか、あるいは北朝鮮の問題についていろいろな言及があったというふうにお伺いしております。どのような成果があったかお伺いしたいというふうに思ひます。

○国務大臣(尾身幸次君) 先般のG20の会合はオーストラリアのメルボルンで開かれまして、私は財務大臣就任以後、初めてのいわゆる国際会議でございました。そこでは新興市場諸国を始めといたしまして世界経済の順調な拡大が見込まれる中に、北朝鮮問題等の安全保障上の問題、世界の経済、貿易の拡大の問題、資源エネルギー市場の動向、ブレトンウッズ体制の進展の問題などなどの共通の諸課題に對しまして各国間でいろんな、いかなる協力が可能かというような点につきまして忌憚のない意見交換ができ、有意義だったと考えております。

WTOにつきましては、世界経済の安定的成長には開かれた貿易が重要であり、貿易・投資に對する保護主義を危惧することで認識が一致し、WTO交渉の早期再開及び野心的な成果の達成を促進する旨、共同声明に盛り込まれたところでございます。

北朝鮮の核実験につきましては、私から、これはアジアのみならず人類全体にかかわる極めて重要な問題であり、あらゆる機会をとらえて国際社会の断固たる意思を表明すべきであると発言をいたしました。各国からこれに賛成する意見が相次いだわけであります。これを受けて、G20の議長でありますオーストラリアのコステロ財務大臣から、記者会見において、北朝鮮の行為を各国一致して非難した旨の紹介がされました。今後、あらゆる機会をとらえて国際社会に向けてこの問題についての発信をしてまいりたいと考えている次第でございます。

また、この機会に、各国の財務大臣や中央銀行総裁、全部合わせて十五人の方とバイの会談をいたしました。貿易・投資やあるいは北朝鮮に関する問題などなど、様々な課題について意見交換をさせていただきまして、私といたしましては、就任以来初めての国際会議でございましたが、大変大きな成果があったと考えております。

○野上浩太郎君 本日に初の国際会議ということ大きな成果だったというふうに思ひますが、

次に、いよいよEPAの話にちよつと入ってきたいと思ひますが、私自身、先般の九月末まで財務大臣政務官を務めさせていただきまして、様々な業務を務めさせていただいたんですが、税関につきましては、これはやっぱり国際貿易の最前線でありまして、あるいは水際の取締りの現場であるという点で大変大きな問題意識を持つておりました。そして、函館ですとか小樽ですとか横浜ですとか、全国の税関を視察をさせていただきまして、こういう経験を含めまして、財務省の執務に従事をしたこういう経験も含めて、自分なりに考えたことも含めて、この法案について、あるいはこのEPA、そしてこの税関行政等々の論点についてお聞きをしてまいりたいというふうに思っております。

まず、EPAについてであります。先ほどWTOの話が、言及があったんですけども、いわゆるWTOとこのEPAの論点につきましては、これはもう重層的に、あるいは車の両輪としてやっていくんだと、これはもう政府の方針でありますし、様々な委員会や御答弁があつて、まあ私もそのとおりだというふうに思ひますが、一方のアジアの地域をちよつとこう、ここに焦点を当てましたときに、これはもう少しやっぱり国家戦略的な対応というものがなきゃいけないかなというふうに感じております。

アジアでは、御案内のとおり二〇〇四年には中国からASEANプラス3の枠組みが提唱されておりました。日本からもASEANプラス6が提案されておりました。日本とASEANとのEPAあるいはこの二国間EPAもいろいろ進んでおります。そういう中で、先般APEC首脳会議でアメリカから、要はAPEC全域での、地域でのEPA構想というものの提案をされたわけでございまして、本日にこのアジアのところだけ見ていただくと、これは首脳間で枠組みが入り交じつておると、これは首脳間ではスバゲッティボールというふうになつておると、そうでございますが、このようないろんな枠組みが入り交じつておる中で米國がこういう提案をさ

れたということ、まずこのことに対する評価と、そしてやっぱりこのアジアを見据えたときにどういふような国家戦略でやっていくのか、その基本方針も併せてお伺いしたいというふうに思ひます。

○国務大臣(尾身幸次君) 先般のAPECの首脳会合におきまして長期展望としてのアジア太平洋自由貿易圏という構想も含めまして、地域経済の統合をいかにして促進できるか、そういう問題について今後更なる研究を実施して、二〇〇七年秋にオーストラリアで開催をされる予定のAPECの首脳会合に報告するというところで合意をしております。私どもとしては、この構想を前向きに検討することは有意義なことであるとと考えている次第でございます。

今後、アジアにおける国際貿易戦略の構築に当たりましては、アジア諸國の成長や活力を日本に取り込む、そして日本経済の成長につなげていくという点と、日本としてもアジア諸國の経済発展に貢献していくという視点が重要でございまして、アジア地域におけるEPAの積極的な推進はこのための有効な手段であると考えております。

こういう考え方の下に、財務省といたしましては、現在、アジア諸國を中心としてEPA交渉に取り組んでおるところでありまして、目下のEPA交渉に全力を傾注していく所存でござい

ます。他方、アジア経済が世界経済の中でウェイトを高める中において、アジアにおいては、今後、FTAAPに加えて、我が國より提案をいたしましたASEANプラス6EPA構想等、地域ワイドでの経済連携に関し様々な構想が提案されているわけでございまして、これらにつきましては、中長期的な検討課題として財務省としても積極的に議論に参加してまいりたいと考えております。

○野上浩太郎君 ありがとうございます。基本方針、そのとおりだというふうに思ひますが、もうちよつと突っ込んで言いますと、ASE

AN側は多分ASEAN全体のEPAと日本とのEPAというものを重視しています。恐らく中国はそこをうまく利用して組み立てておるという現状であると思いますので、日本も、これは別個のEPAの推進は大事でございしますが、このASEAN全体とのEPAの推進というものを重層的にうまく使い分けていくというふうな、こういう戦略、こういうことも是非重視をさせていただきたいというふうに思っております。

そういうふうな中で、今回のフィリピンとの経済連携協定であります。我が国にとりまして四番目の締結となる本協定でございます。まずは、その本協定の意義と特徴ですね、そして併せて、ちょっと時間の関係で申し訳ないんですが、その貿易や投資拡大の具体的な成果目標についても併せてお伺いしたいというふうに思います。

○副大臣(富田茂之) 今回の協定は、日本とフィリピンとの間の物品の関税削減、撤廃やサービス貿易の自由化に加え、投資、知的財産、競争政策、税関手続、ビジネス環境整備、人の移動、協力等、幅広い分野を対象とする包括的な経済連携を推進するための枠組みを規定しております。

特に人の移動に関しましては、我が国のEPAとしては、初めて日本の国家資格取得を目的としたフィリピン人看護師、介護福祉士候補者受入れのための仕組みを規定しております。

フィリピンにとりまして、日本は第三位の輸出相手国、第一位の輸入相手国であり、日本にとりまして、フィリピンは第十四位の輸出相手国、十六位の輸入相手国であります。今回の協定によりまして、経済活動を行う上での安定性及び予見可能性が高まり、貿易・投資を中心に日本・フィリピン間の経済関係が一層強化されるものと考えております。また、今回の協定によりまして、日本と他のアジア諸国等とのEPA交渉が更に促進されるとの効果も期待されるというふうに認識しております。

○政府参考人(青山幸恭君) 少し補足させていた

だきます。

日本からフィリピンへの輸出額でございますが、二〇〇五年ベースでいいますと九千九百九十六億円でございします。現在、その約六割が無税であると推定されますが、本協定によりまして十年以内に九七%が無税となるということで、輸出条件が改善し、輸出の拡大が期待されるということでございます。

今副大臣からもお話ございましたように、投資の保護あるいは反競争的行為への対処、あるいは苦情窓口の設置等によりまして、投資環境の改善ということによりまして、企業収益の向上を通じて、我が国経済の活性化も期待されるということでございます。

以上でございます。

○野上浩太郎君 お話が今ございましたとおり、これは人の移動を含むこれは初めてのEPAであるということでありまして、これは日本の労働市場ですとか医療の質にこれ悪影響が及ばないようになければなりませんし、当然、農業に対しても、今改革の途中でございしますから、これにも悪影響及ばないように配慮していかなくやらない。具体的な貿易の成果を着実に上げる中で、やっぱり国、国益全体に資する運用をしていかなければなりません。

そして、現在、大切なのは、このフィリピンのEPAの円滑な実施を含めて、いわゆるアジアワイドで貿易円滑化を考えるとことだということふうに思っています。安倍政権はその重要課題の一つとしてアジア・ゲートウェイ構想というものを提唱をいたしておりますし、一方、地方でもいろんな取組があつて、私の地元の富山県なんかは環日本海構想という、こういう構想を重要な構想として取り上げております。

先般、アジアにおいてシームレスな物流圏の構築ということ、国際物流競争力パートナーシップ会議と、これが官民で立ち上げられておりますが、是非財務省もこの会議に積極的に参加をして、特に税関においては、やっぱりこれアジア各

国の通関手続の電子化ですとかあるいは標準化についてしっかりと検討を進めると。次世代シングルウィンドーの話も今着実に進んでいるというふうに思いますが、こういう取組も含めて、このアジアのシームレスな物流圏の構築に向けての方針等々についてお伺いしたいというふうに思います。

○国務大臣(尾身幸次君) 現在、利用者の利便性が高い次世代シングルウィンドーの構築を行うなど、通関手続を含めた輸出入・港湾手続の電子化、標準化に積極的に取り組んでいるところでございします。また、我が国の国際競争力を強化するという観点から、空港とか港湾の二十四時間体制の確立など、空港、港湾の機能強化を早急に進めていく必要があるというふうに考えております。

こうしたことから、御指摘の国際物流競争力パートナーシップ会合等も通じまして、国際物流に関する多岐にわたる問題を総合的、機動的に解決するために官民挙げて今後とも努力してまいりたいと考えております。

○野上浩太郎君 ありがとうございます。是非積極的な取組をお願いしたいと思うんですが、実はこのシステムの構築ということではいろんな現場の話聞いておりますと、大企業は技術的にもコスト的にも非常に付いてきておるところあるんですけれども、中小企業なかなかこれ付いてこれないというところもございします。こういうところへの対応も併せて御検討をいただければというふうに思っております。

次に、ちよつと話題が変わりまして、北朝鮮関連でちよつとお伺いしたいというふうに思っています。

政府は、十月十四日から輸入の全面禁止措置を実施をいたしております。税関、その措置の当然の最前線でありまして、ここでの対応がその措置の実効性につながっていくということでありまして、その中で大きな課題は中国などを經由した迂回輸入についての取組でございますが、この迂回

輸入について税関はどういう取組をしているか、お聞きしたいと思います。

○副大臣(富田茂之) 十月十四日から実施されました北朝鮮に対する輸入禁止措置を受けまして、税関におきましては、迂回輸入を防止する観点から、中国等周辺諸国からの輸入申告があつた場合には、北朝鮮からの主要な輸入品でありました水産物等のすべてにつきまして原産地証明書の提出を求めることとしたところであります。この措置につきましては、中国の税関当局及び原産地証明書の発給機関等に対し連絡を行い協力を得ているところであります。

また、過去の北朝鮮からの輸入実績等を踏まえまして、北朝鮮からの輸入が多かつた品目全体につきまして、関係書類に基づく慎重な審査並びに貨物及びそのこん包材等に付された表記の確認、ハングル文字がないか等ですね、貨物の原産地を一層厳正に確認することとしたところであります。

いずれにしましても、経済産業省等の関係省庁と緊密な連携を図りつつ、周辺諸国からの輸入貨物に対する厳正な審査、検査を実施し、今般の措置の実効性の確保に努めてまいりたいと決意しております。

○野上浩太郎君 そしてもう一つ、水際での取締りのいわゆる実効性を高めるために、これは法的対応というものは昭和二十九年の体系を今もって維持しているというところでありますが、その当時からこれ北朝鮮の問題を始め情勢が大きく変化をしてきておりますので、そういう中でこの関税法の罰則水準を見直して強化をしていくというふうなことも検討しているのではないかとこのように思っています。御見解をお聞かせいただけます。

○政府参考人(青山幸恭君) 御指摘の点でございますが、関税法の罰則体系につきましては、現行関税法が制定されました昭和二十九年でございます。その後、平成六年に物価上昇等に伴いま

す罰金刑の上限の引上げが行われておるわけですが、それ以外大きな見直しは行われていないということで、懲役刑の上限などは基本的に昭和二十九年当時の体系を維持しているというところでございます。

御指摘のとおり、その後五十年の間でございすが、社会犯罪情勢は大幅に変化しているわけですが、財務省におきましては、関税法の罰則調査・罰則等の制度の在り方につきまして幅広く議論するために、関税・外国為替等審議会の関税分科会の企画部会の下に、専門委員として刑法等の、刑法あるいは租税法もそうなんでもございしますが、関税・罰則等のあり方については実務家を迎えます。関税調査・罰則等のあり方に関するワーキンググループというものを設置しているところでございます。

御指摘の関税法の罰則の強化につきましては、当該ワーキンググループの会合におきまして、十九年度関税改正に向けて幅広く検討すべき事項の一つといたしまして整理をしている段階でございまして、また御指摘のような北朝鮮対策等に係りますような厳格な法執行のための対応につきましても、この検討の際には視点の一つに含まれていくわけでございます。

罰則の見直しの要否も含めまして、個々の項目の具体的な内容につきましては引き続き検討を行っていただくわけでございますが、検討の結果、また改正の必要があれば、来年度の制度改正の中に盛り込んでいきたいというふうに考えてございます。

○野上浩太郎君 是非そういう方向で検討を進めていただきたいというふうに思っております。

次に、税関における人員の確保ですとか人材の育成、人についてちよつとお聞きをしたいと思うんですが、私自身いろいろな、先ほど全国の税関を回ってまいったという話をいたしましたけれども、感じましたのは、やっぱりいろいろな水際の取締り等々をやるときに、やっぱり非常に、何というか、経験に裏打ちされた目利きの部分ですと

か、あるいは本当にもう地道な粘り強い対応とか、あるいは、例えばITでいろいろなものが入ってきてこれ監視をするということをやっているんですけども、それもそれで大事なんですが、実は人対人の、フェース・ツー・フェースのその人的な情報収集とか、こういうことが非常にそういう取締りに直結をしている部分があるんですね。

やっぱりそういうことを考えると、この税関における人員の確保ですとか人材の育成というのは、これは非常にまあ光が当たっていない部分であるんですが、日本の税関行政を考える上で大変重要な部分だというふうに感じたんですが、この部分についてどのような見解をお持ちか、お聞きをしたいと思っております。

○副大臣(富田茂之君) 野上委員から大変大事な御指摘をいただきました。ありがとうございます。

経済連携協定の締結推進に伴います原産地証明事務の増大や、増加する社会悪物品、また知的財産侵害物品等の取締りに適切に対応するため、税関におきましては業務運営の効率化に努めるとともに、定員の確保や人材育成に努めてきたところでございます。

具体的には、平成十八年度の税関定員につきまして二百二十人の新規増員を確保したところであり、また原産地規則や知的財産に関する専門研修を実施するなど、税関業務の各分野におけるより高度な専門性を有する人材の育成に努めてきたところであります。

今後とも、極めて厳しい行財政事情の下で業務運営のより一層の効率化を図った上で、所要の定員の確保や人材の育成に努めてまいりたいと思っております。

○野上浩太郎君 是非、私一緒に、外国船の中に入つて一緒に検査もさせていただいたんですけれども、非常にモチベーションも高いし、これ本当に目利きの部分が重要でございしますから、そういう訓練等々も含めて是非お願いをしたいというふ

うに思っています。

そして、同時に、先ほどはIT等の検査機器の話もいたしました。横濱へ行つたときに、要はコンテナごと全部機器に通して、今までは一つ一つ開扉をして調べたというのが主流の中で、もうコンテナごと全部入れて、それで検査するというような機器ですね、ああいうものも非常に有効だと思ふんですね。

ああいうものも含めて、やっぱりこれは膨大な検査をしないかなきゃならない中で、IT機器の充実というののも重要だと思いますが、どのような対応を取るのか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(青山幸恭君) 御指摘の点でございします税関におきましては、不正薬物、銃砲等のいわゆる社会悪物品あるいは知的財産の侵害物品、さらには爆発物、大量破壊兵器等のテロ関連物質等の水際での取締りと、これを限られた人員で効果的、効率的に実施するために、エックス線の検査装置、あるいは麻薬探知犬、あるいは不正薬物、爆発物の探知装置等の検査機器の配備を計画的に進めております。大型エックス線につきましては十六式でございます。麻薬犬につきましては、今稼働しているのが百十五頭でございます。

これらを含めまして、今後の税関におきます検査機器の在り方の検討ということをやると、検査機器に関する懇話会というのを設置いたしました。今年の六月でございますが、においの微粒子を分析いたしますバイオセンサーとか、あるいは物質を透過します能力を有しますテラヘルツ波等の先端技術の活用はどうかということで報告書をいただきました。

これらを踏まえまして、こういう先端技術につきましても私も調査研究いたしますとともに、探知技術の研究開発の動向、あるいは開発機器の性能等に係ります情報を収集しまして、更に有効な検査機器の導入を図っていききたいと、かように考えております。

○野上浩太郎君 もう時間でありましてので終わりたいと思ひますが、是非、この税関というのは本

当にもう水際取締りあるいは国際貿易の最前線でございますので、この今申し上げた様々な論点につきましてもしつかりとした対応をしていただきますことをお願い申し上げます。質問を終わらせていただきます。

○円より子君 民主党・新緑風会の円より子でございます。

先日、豚肉の輸入をめぐるまして巨額の関税を逃れた疑いで大手食肉卸売会社の社長らが逮捕されたという事件がございました。これは差額関税制度という複雑な仕組みを悪用したものと聞いておりますけれども、この差額関税制度などによつて市場に政府が影響を及ぼすことは、脱税の温床を生むばかりか、国内の消費者は高い価格を強いられ、生産農家のコスト削減、競争力向上のインセンティブを失わせているのではないかとと思ひますけれども、この制度の見直しを考へるべきときではないかと思ひます。御意見を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(尾身幸次君) 豚肉の差額関税制度は、輸入品の価格が低いときには基準輸入価格に満たない部分を関税として徴収し、国内養豚農家を保護する、一方、価格が高いときは従価税を適用することにより関税負担を軽減し、消費者の利益を図るという仕組みになっているわけでございまして、需要家と国内生産者のバランスを図る上で重要な制度でございまして、このような機能は基本的には必要であるというふうに考えている次第でございます。

差額関税制度の下で輸入価格を偽ることによつて関税を不当に免れるといった犯罪事例も存在いたしますが、このような犯罪事例に対しましては、今後とも、通関のときにおける審査、検査やあるいは通関後の事後調査を強化することともに、徹底した犯罪捜査を実現するなど、取締りを強化することによつて厳正に対処していく所存でございます。

なお、現行の豚肉の差額関税制度はウルグア

イ・ラウンド交渉における関係国との協議の結果
合意されたものでございまして、本制度の今後の
取扱いにつきましては、現在行われている WTO
ドーハ・ラウンド交渉の中で議論されるべきもの
ではないかと考えております。

○円より子君 今度の摘発によって逆にハムとか
ソーセージとかが価格が引き上げられておりまし
て、消費者は大変な思いをしているわけですが、
ただ監視をする、強めただけでは私はなかなかこ
の問題は解決しないのではないかと考えてござい
ます。例えば、国際競争力のない農産品の関税引
下げが難しいことが、日本にとつては WTO にお
けるラウンド交渉や FTA、EPA 交渉のネックに
なっております。今後、食料の安定的な輸入を確
保して、かつ韓国やオーストラリア、中国、スイ
スなどの EPA 交渉を進めるとなりましたら、
農作物の市場開放を決定することが日本として重
要な課題になると私は思うんです。

今大臣がおっしゃったように、確かに農家の保
護ということがございまして、自給率も、このま
まだ関税をなくしてしまえば大変なことになる
ということもよく分かります。その代わりに、関
税をやると米国や EU のように農家に対する
直接支払を拡大して、農家の所得を直接補償す
ることによって関税の引下げを実現することができ
ると私は思いますし、農業の競争力強化も図るこ
とができる、長期的に思うんです。財政負担に
よる直接支払でしたら、税の支出先も透明とな
りますし、納税者のチェックが機能します。そうし
ますと、コスト削減へのインセンティブも働いま
す。生活者にとつては、負担をしているという感
覚を関税制度というのは持ちづらいと思います。
直接支払に移行すべきだと思いますが、大臣、い
かがでいらっしゃいますか。

○国務大臣(尾身幸次君) 現在、我が国におきま
しては、農産物の国内生産の維持拡大のために関
税等の国境措置を設けるとともに、現に国内生産
者への助成措置が行われているわけでございま
す。仮に、単純に更に関税等の国境措置を引き下

げ、国内生産を維持するため何らかの助成措置で
代替する場合には、新たな財政負担が生ずるとい
うことになりまして。

このため、WTO 交渉や EPA 交渉を推進いた
しまして、関税等の国境措置の引下げを行う一方
で、助成措置等により国内農産物の生産維持拡大
を行う際には、同時に国内農業の体質強化等を図
り、極力助成措置に依存しないような農業構造へ
の転換を図ることが不可欠であるというふうに考
えております。

○円より子君 農水省などにもお答えいただけれ
ばいいのかもしれませんが、日本は御存じのよう
に大変狭い土地でございまして。そういう中で、山
地が多くて耕作地も少ないと、その上に環境汚染
にも配慮しなければなりません。だから、養豚
についても、今の豚肉のことからいいますと、飼
料も輸入に頼っていますし、価格が高くて差額関
税制度は必要だと、また一般的な関税制度も必要
だというお話でございましてけれども。

例えば、直接支払といえますのは、消費のゆが
みをなくしますし、経済厚生を高めます。また、
受益の対象を真に政策支援が必要な農業や農業者
に限定できるんですね。ところが、関税のような
消費者負担型の政策はだれが負担しているかとい
うことが大変不透明です。納税者負担型の政策
は、逆に負担と受益の関係が国民に明らかにな
りますし、価格支持は、貧しい消費者も負担し、裕
福な土地持ち副業農家も受益する逆進的で不公平
なものだと、そういうふうに言われておりまし
て、納税者負担による直接支払の方が、消費のゆ
がみをなくし、先ほど申しましたように、大変公
正なもので、受益の対象が真に政策支援が必要
な農業や農業者に限定できる。二度言って申し訳
ありませんが、これが世界の農政の潮流なんです
ね。

日本が本当に農業政策を、真の農業政策をや
り、そして農家や農業者を保護し、そして自給率
も高め、消費者にも還元できるような、そういう
長期的な視野に立つならば、今、直接の支払で財

源が必要だということで先延ばし先延ばしするの
はおかしいんじゃないかと思うんです。それ
は、別のところの農業政策の無駄な部分を省いて
でも直接支払に持つていく方が関税よりは私は有
益ではないかと思うのですが、農水省と、もう一
度尾身大臣のお話を伺いたいと思います。

○政府参考人(内藤邦男君) 農産品についての直
接支払の導入についての御質問にお答えします。
グローバル化が進展する中では、まず、国内農
業の構造改革を加速化しまして、国際競争力の強
化を図ることが重要でございまして。加えま
して、WTO における国際規律に対応し得る政策
体系に転換して政策の安定性を確保すると、これ
が重要なことと考えています。

直接支払は、市場価格を介さないで直接農業者
への支援を行う政策手法でございまして。WTO 農
業協定におきましても、一定の条件を満たせば削
減対象とされないいわゆる緑の政策に該当し得る
ものでございまして。

米国、EU においても、九〇年代以降、価格支
持制度から直接支払への転換が行われているとこ
ろでございまして、我が国におきましても、こ
うした諸外国の例を参考にしながら、これまでの幅
広い農業者を一律に対象にして、品目ごとに価格
補てんを行うような従来の政策体系を見直しまし
て、担い手への支援の集中、重点化を通じまし
て、農業の構造改革、農産物の生産コストの縮減
あるいは品質の向上等によりまして農業の体質強
化を図っていくことが重要と考え、平成十九年産
から担い手に対象を絞った直接支払の手法による
品目横断的経営安定対策を導入することとしてお
るところでございまして。

○円より子君 大臣、ありますか。もうよろしい
ですか。

○国務大臣(尾身幸次君) 直接支払制度の是非に
つきまして、一般論として申し上げますと、この
制度は、助成対象あるいは助成水準によりまして
は財政コストが膨大なものとなるために、厳しい
財政事情の下において、単なるばらまきではな

く、真に政策支援が必要な担い手に対象を絞り込
むことが必要であるというふうに考えておりま
す。

○円より子君 今回の豚肉の脱税事件なんです
が、豚肉に掛かる関税収入というのは年間およそ
二百億、その中の半分の百億円を超えるものが脱
税されたわけですから、まあ新聞にちよつと出
て、余りテレビ等で取り上げられたかどうか分
らないんですが、消費者としては今おいしい豚肉
を何とか高い牛肉よりもいいですか、豚肉を消
費する家庭は大変多いわけですから、このことの
事件を契機に日本の農政にまで消費者がもう少し
目を向けていきたいと、そういう一つの直接支払
も契機になると思います。その辺もお考えいた
ければと思っております。

それで、次に参りますが、今度の日本とフィリ
ピンの EPA 締結で今回の改正が行われるん
ですけども、我が国の対アジア外交戦略における日
本とフィリピンの EPA の位置付けについては是非
大臣にお伺いしたいんです。

今後、更に EPA が地域としての ASEAN や
中国、韓国そしてオーストラリア、インドとい
った国々まで拡大していくと思われる中で、我が
国がこうした国々や地域と一体どのような関係を構
築しようとしているのか。これはなかなか、いろ
んなホームページなども見ましたけれども、政府
から出ているように思えませんので、是非、総理
にお聞きするべきものかもしませんが、総理に
代わって尾身大臣にお聞きしたいと思ひます。よ
ろしくお願ひします。

○国務大臣(尾身幸次君) 今後のアジア戦略の構
築に当たりましては、アジア諸国の成長や活力を
日本に取り込むことで日本経済の成長につなげて
いくという考え方が一つございまして。それから
また、日本としてもアジア諸国の経済発展に貢献
していくという視点も重要であると考えてございま
して、アジア地域における EPA の積極的な推進は
そのための有効な手段であると考えている次第で
ございまして。

このような考え方の下に、政府が一体となってアジア諸国を中心としてEPA交渉に取り組んできた結果、既にシンガポール、マレーシアとの協定が発効し、フィリピンとの協定につきましても、署名を経て、現在、国会で御審議いただいております。そのほか、対インドネシアとも大筋合意に至っている等、アジア諸国とのEPAは着実に進展していると考えております。さらに、アジア地域全体を対象としたEPAにつきましても、中長期的な課題として今後様々な議論がなされていくものと認識をしております。

財務省といたしましては、アジア経済が世界経済の中でウエートを高める、そういう中で今後とも経済連携協定の促進に積極的に取り組んでいきたいと考えております。

○円より子君 アジアの国々というのは、人口、経済発展段階、文化、宗教、様々な側面で多様性に富んでいると思います。政治体制も、民主主義国家から共産主義、社会主義など様々でございます。もう大臣よく御存じのこと、わざわざ私が言うまでもないんですけども、ヨーロッパにおけるEUあるいはかつてのECのスペインやギリシャ、東欧への拡大がそうでありましたように、アジアにおいても、EPAなどの手段によって、市場経済のみならず、民主主義や人権、法の支配といった普遍的価値観を共有する国々を増やしていく、そうしたことが今後の地域の政治的安定と経済的発展が担保されると考えております。こういうことも含めて今お答えいただいたんだと、それでよろしくございますでしょうか。

○国務大臣(尾身幸次君) 今も申し上げましたように、アジアと日本がともに繁栄するという基本的な理念の下にこれを進めていきたいと、こういうことでございます。

○円より子君 そうしますと、今度の日本とフィリピンの協定で人の受入れということが大変重要な要素として入ってきておりまして、そうしたアジアの中での経済だけではなく人の行き来に、経済といいますか、物の行き来だけではなくて人の

行き来も含めて、今尾身大臣がおっしゃったようなことを広げていくというのは大変重要なことだと思ふんですね。

それで、ちよつと順番が、最後のを今入れて申し訳ないんですけども、人の移動について先に質問をさせていただきたいと思ふんですが、厚生省の方はいらしていただけますでしょうか。

そうしましたら、今回、看護師、介護福祉士受入れになることになっておりますけれども、まず日本にとつて、この日比EPAにより海外から看護師、介護福祉士を受け入れる意義というのを教えていただきたいんですが、柳澤大臣の答弁では特例的というようなことが出ておりますが、今後こういうものはどんどん広げていくべきものなのか、そういうことも含めてお話しいただきたいと思ふいます。

○政府参考人(白石順一君) お答えいたします。

日比の経済連携協定、御案内のように、物品のほかにも人等の自由な移動の促進という観点もございまして、双方の経済活動の連携の強化ということで、このたび署名されました現在御審議をいただいているところでございますけれども、この中で看護、介護の分野でフィリピン人の受入れというところでございますけれども、今御指摘ありましたように、柳澤厚生労働大臣がお答えを別のところで申し上げましたように、この経済連携協定の枠の中で特例的に行うというふうなものでございまして、したがって、労働市場に悪影響を与えないという観点から人数枠の設定等の措置が講じられていて、そういうものでございます。

○円より子君 今人口減少がどんどん起きておりまして、労働力不足ということももちろんありますし、特に看護婦さん、看護師の量の不足、それから地域間による格差があるんじゃないか、民間の地方の小さな病院には看護師さん不足ということも随分言われておりますが、今回のフィリピンからの看護師さんたちは、日本の看護師さんよりも教育期間も長いですし、大変質が高く、諸外国でも大変有能な看護師さんだというふうな評価も

得ていると聞いておりますが、全国から希望があればどこにでも派遣されるという形になっているんじゃないでしょうか。

○政府参考人(白石順一君) 今御指摘ありましたように、日本の国内、看護、介護というのは非常にニーズが高くなっております、一部の地域、事業所で人手不足ということがあつて、一部の御指摘はそのとおりでございますが、またその一方で、例えば前日本人の看護師の方が、潜在看護師、今職を離れているけど資格をお持ちの方というのは約五十五万人という推定もございまして、また介護の関係でいえば、潜在的な供給ということも考えれば非常に供給余力が多い分野でございます。そういう意味から、これは労働力不足を補うためのという観点ではないということで、大臣が申し上げましたように、特別の、特例的に行うということで人数の枠を設けています。

また、後段お尋ねありましたけどもということであれば、適切な研修をさせていただけるところであれば受け入れることが可能ということでございます。

○円より子君 知人の方からなんですけど、今度フィリピンからの看護師さんを受け入れるということで大変喜んで、なかなか日本で潜在的な看護師さんが五十五万人いるといつても来てもらえないので、問い合わせたところ、もう国立関係のところに決まっていると答えられたというふうなことも聞き、そんなことはございませぬ。

○政府参考人(白石順一君) まだ国会で御審議をしようだいたいおる最中のことでございますので、まだそのようなことはないと信じております。

○円より子君 その潜在看護師さん、それから現職の看護師さん、子育てや家庭とのワーク・ライフ・バランスじゃありませんが、本当に、もちろん命にかかわる仕事ですから、なかなか何時から何時というところで仕事のできる職種ではありませぬけれども、その看護師さんたち、また介護福祉士の方たちの賃金や労働環境を良くしない限り、

またせつかくフィリピンから来ていただいても大変だと思ふので、その辺りのことはもう厚生労働委員会でも多分いろいろ御議論あつたと思ふますけれども、要望させていただきま。

それで、人の受入れということに関しまして、先ほど特例的、例外的ということ、労働力不足ということではないというお話でございまして、現実にはたくさんの方たちが日本で働いていますが、そういう方々を今後、今回の日比の協定に限らず、ほかからもまた技術者また専門職として受け入れていくという方針なのかどうか。

柳澤大臣は、厚生省としてはこれは特例的で、フィリピンとの関係だけだというふうにおっしゃいましたが、政府としては、この外国人労働者を日本の少子高齢社会の中でどう位置付けていく方針なのか、お聞かせいただきたいと思ふいます。

○政府参考人(岡崎淳一君) 外国人労働者の受入れにつきましまして、専門技術的な方々、これについては積極的に受け入れたいということ、一方で単純労働者につきましましては、労働市場への影響あるいは社会的な問題の懸念等々もあつたので、これは慎重に考えていく必要があるだろうと、こういうふうにご考えているところでございます。

○円より子君 ちよつとその受入れとは違うんですけども、実は外国人の研修生、実習生の問題なんですけど、こういう制度、大変いいことだと認識していただんですが、気になりましたのが、失業者がこの五年間で八千人以上、私の方で聞いたのはそうだったんですが、昨日の参議院の本会議では一万人を超える、一万九千七人という数字になったので、そんなすごい失業者が出ているのかと。この方たちは一体なぜ失職し、そして今どういう生活をしていらつしやるのか。

外国人が犯罪を犯すなんていうようなことは言いたくないんです。そんなことで治安が悪くなつていとも言いにくありません。しかしながら、

日本人でも外国人でも、生活に困って借金などを
して、そしてそういう犯罪に走ってしまうこと
だってあり得ると思います。

そうしますと、この失踪者がどうなっているの
か、なぜまたせつかく実習生として、研修生とし
て来ているのにこういうことになっているのか、
この辺のことをきちんとチェックし原因を突き詰
めておかなければ、これからどんな、研修生と
いう形ではなくても、様々な人を受け入れるに当
たって同じようなことを起こさせないかという
ちよつと懸念がございまして、その辺りがどう
なっているのか、お聞きしたいと思ひます。

○政府参考人(草野隆彦君) 研修生、実習生の失
踪の問題でございまして、平成十三年から本年九
月まで五年九か月の間に報告のあつた研修生と実
習生両者を含めた失踪者の数が今お話しした
一万九十七人ということでございます。そのうち
実習生が六千三百五十四人ということございま
して、年間で申しますと、平成十七年の技能実習
の失踪報告、千二百三十六人ということになつて
おります。

他方、これを失踪率という観点で見ますと、平
成十三年から十七年まで見ますと、報告のあつ
た技能実習生の失踪者数は五千七百七十三人、これ
に對しまして、当該期間に失踪者となる可能性の
あつた技能実習生の累計、すなわち平成十二年
から十七年までの技能実習移行者に係る累計は
十二万七千四百三十七人でございまして、これを
分母としますと失踪者の割合四・一%。したがとい
まして、裏を返すと九六%の実習生が帰国してい
るという状況ではございまして。

外国人研修・技能実習制度、御存じのとおり、
国際貢献の観点から開発途上国への効果的な技能
移転を図ること、目的でございまして。一部に話
のような失踪等の事実が発生していることにつぎ
ましては、適正化の徹底を図る必要があるという
ふうに考へております。

失踪の、どういふ理由でどこに行つてゐるかとい
うことについては、詳細については正確にはま

だ把握できていないところでございまして、今後
そういうことがないように適正化の徹底を図つて
まいりたいというふうに考へております。

○円より子君 なぜ失踪したのか、どうしている
のかというところの全く分からないのでは、今後の
適正化の図りようがないのではないかと申すんで
すけれども、九六%の方がちゃんとしているとい
うことは、それはいいことだと思ひますが、とに
かく、失踪している人たちがなぜそういう失踪を
するようなことになつたのかとか、やはりきち
んと調査をし、研究していただきたいと思ひま
す。

○政府参考人(草野隆彦君) 研修・技能実習制度
につきましては、現在、研究会を設置いたしてお
りまして、その中で実態も把握しながら、今後ど
うすべきかという議論をしております。
したがひまして、今後、関係省庁と連携しなが
ら、この研究会を経て結論を得て対処してまいり
たいというふうに考へております。

○円より子君 この研修生等には限りませんけれ
ども、外国からの人たちが受け入れられるときに、た
だ労働力不足で、それも三Kと言われるようなと
ころで働いている人もたくさんいらっしゃるわけ
ですから、そういう方たちが本当に日本で働い
て、そしてそこで生活していけるような環境づく
りをするためにも、この研究会は早急に実態を
調査して、また報告をしていただくことを希望い
たします。

それでは次に、先ほど野上委員からも御質問の
ありました税関の体制についてお聞きしたいと思
ひます。
EPA締結によりまして貿易額が増加しており
ますけれども、それに伴い、税関における実務作
業が大変増大しております。

このために、税関の体制を強化していくことが
必要だと思ひますが、政府は公務員の削減を
進めて、今年も税関職員八千五百二十名のうち
百六十四名を削減することになつております。
こういう状況下では、輸入申告の際の関税等

の申告漏れも、昨年では課税価格にして一千六
百二十二億円、追徴税額は百八億円とのこと
です。

適正な通関のチェックは今後も大変重要で
すが、こういう税関職員の体制で十分なのかどう
か。今後、その強化するための具体策がありまし
たら教えてください。

○政府参考人(青山幸恭君) 御指摘について、そ
れについてお答え申し上げます。
御指摘のとおり、EPAの締結の増加がござい
ます。さらには、全体的な貿易量の増加がござい
ます。また、さらには、対北朝鮮対策等、いろい
ろまた新しい仕事が出てまいっております。さら
には、不正薬物あるいは知的財産の侵害物品等の
水際におきます取締り、こういう内外からの要請
にこたえらる。さらには、テロ対策、治安対策と
いうことでの強化といったそういう課題に対処す
るために、従来から業務運営自体の効率化に努め
ているわけでございまして、やはり当然必要なのは
税関定員の確保ということございまして、関
係方面の理解が得られるよう最大限努力を行つて
きたところでございまして。

今のこのEPA絡みで申し上げますと、日・メ
キシコ経済連携協定が発効した平成十七年度以降
におきましては、経済連携協定の実施に伴う要員
といたしまして、平成十七年度におきましては
十六名、それから十八年度には三名の新規増員を
確保しております。

さらには、知的財産関連でございまして、侵害
物品の水際取締りの強化のための要員ということ
としましては、平成十七年度につきましては五
名、十八年度につきましては八名ということでご
ざいます。

なお、テロ対策、密輸取締り関係、これが私ど
も一番強化しなきゃいけない部分だというふうに
思つてゐるわけでございまして、これにつきまし
ては、平成十七年度に百九十名、それから十八年
度におきましては二百一名の新規増員を確保する
ということをお願いしまして、その合計、十七年度

におきましては二百一十一名と、あと十八年度にお
きましては二百二十名の新規増員ということでご
保証したわけでございまして。

今後、当然のことながら、こういう厳しい行財
政事情の下でございまして、業務運営につきま
しては、まず一層の効率化を図らなきゃいけませ
ん。その上で、定員の確保を図りつつ、機構ある
いは組織面での整備充実を図ると。さらには、や
はり人材育成が一番大事でございまして、より
高度な専門性を持ちました人材の育成に努める
と。さらには、新しい取締り機器の整備等とい
うことございまして、税関にかかわるインフラ
の整備、これはソフトとハード両面を通じました
インフラの整備ということにつきましても最大限
努力していきたいというふうに、かように考へて
おります。

○円より子君 EPAを締結したことに伴いまし
て、原産地の確認ですとか国ごとに異なる関税を
適用するなど、実際の貿易窓口である税関におけ
る業務は大変複雑化しております。また、EPA
締結国間の連携協力、情報交換も条約に規定され
ておりますから、税関の負担が増大するのではな
いかと思ひます。

以前にもこの関税のところで税関のお話しさせ
ていただきましたが、覚せい剤や拳銃、弾薬など
社会悪物品や、この間は何らか偽ブランドの全部粉
砕して焼却したなんていう写真も新聞に載つてお
りましたけれども、そうした偽ブランド品など知
的財産権侵害物品の不正流入阻止も大変多くなつ
ていますよね。また、戦略物品の不正輸出などにつ
いても水際の取締り、その要請が本当に高
まつてゐると思ひまして、税関の方々、大変御苦
勞だと思ひますが、また空港や港湾が二十四時間
稼働するようになってきておりますから、時間的
な負担も大きいのではないと思ひます。

こうした新たな業務を迅速に処理していくため
に、今ソフトの面でもインフラの面でもとおつ
しやいました。なかなか電子化などのめどが
立つてないというところがあるかと思ひます。

れども、原産地証明書、これについては後でもまた質問させていただきますが、この電子化などのめどはちゃんと立っているのか、税関業務に係る手続の電子化による逆にそうしますと職員業務負担の軽減や合理化がどの程度進められる見通しなのか、ちよつとその辺をお聞きしたいと思ひます。

○政府参考人(青山幸恭君) お答え申し上げます。

税関業務に係ります電算化というもののつきましては、これはかなりの程度進んでいるわけでございますが、私どもNACSシステムを導入いたしましたのが昭和五十三年でございますが、自來、輸出入申告につきましてはほぼこれを、まあ一〇〇とは行かないんですが、九七、八%はこれを利用しているということでございます。

他方、今御指摘ございましたように、いわゆる原産地証明書でございますが、これは外国の、輸入の場合は外国から入ってくるものでございまして、外国の政府機関等が発行するものでございまして、これ、やはり電子的に受理するためには外国の政府機関自体が電子化されてなきやいけないということもございまして、なかなかこれは今すぐには難しいというところでございまして、いずれにいたしまして、私ども全体の、先ほど大臣からのお話もございましたようないわゆるゲートウェイ構想なりあるいは物流パートナーシップという中におきまして、私ども、この全体としてのアジアを含めた通関手続、さらにはそれに関連したような手続あるいは書類等の電算化をどんどん進めていきたいというふうに考えてございます。

○円より子君 ちょうど今原産地証明の話が出ましたので、こちらの方の質問をさせていただきますと思うんですが、EPAによつて相手国の関税が撤廃されて無税で輸出するためには、その産品が日本原産であることを証明しなければなりませんが、日比EPA及びこれまで締結された他のE

PAにおいては、日本及び各地商工会議所が原産地証明書の発給機関として指定されていると聞いております。

しかし、その原産地証明書の発行手数料が高く企業にとつては制度が使いづらいという声を聞いているんですが、一方、商工会議所の方は、原産地証明の発給に係るシステム整備や人件費に係るコストが高くてなかなかその手数料では賄えない。そういう大幅な、ですから逆に収入、手数料収入よりも大幅な赤字だというふうに聞いています。それが、この原産地証明の発給を政府ではなく商工会議所が歴史的に担ってきたという経緯があるんですが、各国との今後EPA締結により増大すると考えられる発給事務負担に対して、政府から何か補助をするとか、それとも、今後も円滑に進めるためには、国が、例えばメキシコやタイ、マレーシア、EU諸国などのように政府が公的サービスとして無料で実施するというような、そういったことは考えられないんでしょうか。

○副大臣(山本幸三君) 経済連携協定に基づいて我が国の原産地証明書を発行するわけでございましてけれども、その事務に係る費用については、いわゆる受益者負担、つまり個々の証明書の発給により輸出する方が特恵関税の利益を享受するわけでございまして、この受益者負担の考え方を採用することが適当だと考えております。

そういうことで、指定発給機関、これは今御指摘のございましたように商工会議所でございましてけれども、発給手数料について実費を勘案して、そして経済産業大臣の認可を受けた上で定めて申請者に負担をお願いすることとなっております。

ただ、御指摘のように、申請者の負担を軽減していくということは非常に重要な点でありますので、まあ経済産業省としても指定発給機関に対して発給事務の効率化、軽減化を図るように促してまいりたいというふうには考えております。

うに聞いていると申しましたけれども、手数料収入に対してコストのどのくらいかというふうな、そういう数字をお持ちですか。

○政府参考人(押田努君) お答えいたします。これまでの実績でございますけれども、例えば、日本とメキシコとの間の経済連携協定に基づいて証明の実績を例にとつて申し上げますと、証明書の発給件数が八千二百三十五件でございます。手数料総額が千九百九十九万四千四百一十九円程度ということになっております。

また、マレーシアの場合は、まだ発足して間もないこともございまして、件数が二百八十九件、手数料総額が八十七万三千二百円という、こういうふうになっております。

○円より子君 手数料収入だけではなくて、今、先ほどから問題になっておりますのはコストが高過ぎるという話をしているんですが、そちらのコストの方は分かりますか。

○政府参考人(押田努君) コストにつきましては、今後商工会議所の方で計算をして、それで発表していくということになってまして、今の段階ではまだまとまつておりませんけれども。

ただ、概括的に申し上げますと、初期投資、システム開発費用ですね、これを、約数千円掛かりますので、これを長期間にわたつて手数料の中で回収をしていくということになります。そうしますと、どうしても最初の段階では赤字になると。最初からそのシステム開発費用とか、これを回収していくということになりますと手数料水準自体が非常に上がつてしまふものだから、そこはそういうことも勘案しまして、最初の段階では赤字になりますけれども、中期的に見れば収支相償うと、こういう考え方です。今設定しているところでございます。

コストが原産地証明発給業務に掛かつて、それでいて手数料の方はその八分の二ぐらいしかないというふうな状況で、初期投資の問題だけではないように思ひましたのでちよつとお聞きしたんですね。

それで、先ほど申しましたように、その原産地証明書の発給は、EU主要国やメキシコ、タイ、マレーシアなどでは政府が公的サービスとして無料で実施しているわけですから、我が国のみが受益者に負担を求めるとなれば、まあ受益者負担が原則だと先ほど山本副大臣はお答えいただきましたけれども、相手国との関係において日本の輸出業者のみが不利となるのではないかと思ひますが、いかがなんでしょうか。

○副大臣(山本幸三君) EUも各国ございましてけれども、イギリスやフランスは取つていてわけですね。韓国も取つております。そこは各国それぞれ違うところがございますが、そういう意味では、私どもは、やっぱり財政負担との絡みもございまして、そこは受益者負担の論理が通じるところはそうした原則に従つた方がいんではないかなというふうに思つて、現状そういうことになっております。

おつしやるように、それは恐らく輸出品に転嫁されていくことになりまして若干の御負担が消費者には掛かるということになりますけれども、そのところは競争力、効率化ということで対応してもらつていくことで、ある意味で言いますと、今対象となつております国は発展途上国というところが多ございまして、そういう意味で、完全な意味のバランスでありませぬけれども、そういうことも加味して考えていくしかないなというふうに思つております。

○円より子君 ジェットロに中小企業EPA活用促進事業として約八億円に上る予算を計上し、EPAアドバイザーを各地に配置していらつしやると聞いているんですが、それが余り効果が上がつていないという、それはいろんなお話があると思ひますが、そういう、民間企業から聞いておりまし

て、これだけ予算をジェットロの、ジェットロというのは経済産業省の身内の組織だと思えますが、そういうところに割く余裕があるのであれば、原産地証明書発給業務のシステム構築の方に少しお考えになったらということも含めて質問させていただきます。

○副大臣(山本幸三君) お気持ちはよく分かりますが、原則は原則で、財政負担との絡みもございましてので考えておるところでございます。

御指摘のジェットロの予算事業でございすけれども、これは本年度から始まりまして、総額は約二・三億円でございす。経済連携協定を活用した海外での事業展開を事例紹介したり、あるいは、特に原産地証明に関する手続など中小企業の方々までよく分からないというようなこともございすので、そのための情報提供を行うセミナーを開催したりしておりますし、また経済連携協定専門のアドバイザーを内外の拠点に配置して個別の企業の相談に応じることによってやっております。

効果が上がっていないというような話があったということでございますけれども、国内セミナーはもう既に十八回、延べ二千人を超える参加者でございまして、関心も非常に高くて、私どもとしては相当の効果を上げているというように考えております。それから海外でも、マレーシア、タイなどで十三回やっております。

国内アドバイザー、海外アドバイザー、それぞれ今のところは四名でやっておりますので、もっと実が上がるように頑張つてまいりたいというふうに思っています。

○円より子君 やつていてる側として、受けている側とのそごがなるべくないように、ギャップがないようにお願いしたいと思ひますが、e-Japan戦略を進めていまして、この原産地証明書の申請発給手続における電子化にも早急に取り組んで輸出入に掛かるコストと時間の削減を図るべきではないかと思ひますが、いかがでしょう。

○副大臣(山本幸三君) おっしゃるとおりでございます。今、発給手続の電子化は非常に重要な課題だと考えておりまして、申請手続のほとんどはホームページから簡易に行うことができるようになっております。

ただ、証明書自体は最後の段階で書類で出して印鑑を添付するというところになっておりまして、これちょっと聞いてみましたら、やっぱりそれを完全に電子化するためには電子承認手続とかいうことになって、またその初期コストがお互いの側で掛かってくるということで、これは将来の課題としては是非考えていきたいと思つておりますが、また相手方との関係もございすので、そういうことが一般的にできるようにコストも下がつてくれば、これはもう是非検討していく課題だと思つております。

○円より子君 ちょっと先ほど税関のことで一つ質問した覚えが、もしかして答弁していただいたのかもしれないけど、先ほど、過大な仕事量が増えきて複雑化しているという中で、税関職員の方々の高度な専門知識の習得が必要だと思ひますが、ここの支援策みたいな具体策はございすか。

○政府参考人(青山幸三君) 専門知識といひますと、本場に幅広うございす。

私どもの税関研修所でまず研修させるのは、これは当然でございす。例えばいろいろな新しい機器の開発であります。大学に派遣するとかいろいろなことをやっておりますし、さらに研修所でももちろん外部の講師も来ていただいておりますし、さらにいろいろな知財、知的財産関係含めて、各省庁からのいろいろな、その何といひますか、講師の派遣なりなんなりもやっております。

そういうことでレベルアップを図るということ、これはいわゆる予算措置というより、むしろ全体の中で私ども必要に応じやっておりますという状況でございす。

○円より子君 次に、EPAを締結した国の関税

率がWTO税率よりも高いケースがいろいろあると聞いているんですけれども、例えばFTA、EPAにおいては貿易総額の九〇%以上の品目について関税を撤廃することがWTO規定上必要であるとされていまして、実際には日比EPAによつてフリーピン側において関税が即時撤廃される品目の割合というのは何%又は貿易額ベースではどのくらいになるんでしょうか。

○政府参考人(青山幸三君) 日・フリーピンのEPAの発効の絡みでございす。即時撤廃の数字でございす。日本側でございす。品目数では約八一%、貿易額では九一%でございす。フリーピン側でございす。品目数では六六%、貿易額では約八〇%、こういう数字になつてございす。

○円より子君 メキシコとのEPAについてはいかがでしょう。

○政府参考人(青山幸三君) 日本側の数字を申し上げます。品目数で約七七%、貿易額でも約七七%でございす。メキシコ側の数字を申し上げます。品目数で約四〇%、貿易額で約六四%と、こういう数字でございす。

○円より子君 メキシコのケースでは、メキシコ政府の政府調達から日本企業が締め出されていたという事情があつて、早期のEPA締結が何よりも優先されたというふうに想像しますが、それでも関税が即時撤廃された品目がその四割弱であつたというのは、WTOで認められているとはいへ少ないと思ひますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(青山幸三君) 今の数字は、当初のこととございす。即時撤廃ということとございす。十年掛けた数字はもつと、もちろん九〇%基準、きちつと往復では満たしているという形になつてございす。

○円より子君 その当初のことなんですけれども、日本に譲許したEPA関税率を下回る率まで一般譲許、つまりWTO加盟国すべてからの輸入に適用する関税率を下げた品目が多く、そして、そのためにわざわざ日本原産である旨を証明して

EPA税率でもつてメキシコ用に物品を輸出しようとした日本の業者があるんですが、そのメキシコの税関で日本に譲許したEPA税率の方が高いよと指摘されて、何のためのEPAだったのかというようなそんな声も聞いているんですけれども、今後こういうことは、当初のことであるにせよ、ほかの国とのEPAでそういうことはないんではないか、ないように努力なさつていられるんでしょうか。

○政府参考人(田辺靖雄君) お答え申し上げます。

今後新たに締結するEPAについて仮に逆転現象が発生してしまつたような場合におきましては、機械的に高い方のEPA税率を適用しないよう、交渉の中でできる限り先方政府との間で確認を行つていきたいというふうに考えております。

○円より子君 せっかく国交省から来ていただいているのに先ほどまた質問を飛ばし、藤野先生に申し訳ないので、ちよつとまたこれ戻ります、済みません。

EPAとその外国人観光客誘致政策等についてお聞きしたいと思ひますけれども、二〇一〇年までに政府は一千万人の訪日外国人を誘致するという目標を立てていらつしやいます。また、海外からの投資を二〇一〇年にはGDP比で倍増する計画もございす。日比EPAも政府の外国人観光客誘致政策及び対日直接投資促進策に資すると思ひますが、その連携をどのようになさるつもりでしょうか。

○大臣政務官(藤野公孝君) 円委員から今御質問いただきました。広く大きく言えば、人の移動に関しましては、広く大きく言えば、人の移動に、関係しましては、国際観光振興とこのEPAの枠組みの活用という御指摘でございすけれども、先生も十分御高承のとおり、このEPAの枠組みの中で観光分野におきまして、観光が国民の間の相互理解の増進に寄与し、及びそれぞれの経済にとつて重要な産業であることを認識し、観光分野において協力するという規定がなされている

ところでございまして、必要に応じまして、こうしたEPAの枠組みを活用いたしまして関係国等の有益な情報交換を行うことによりまして、更なる観光交流が拡大し、友好関係が強化されるということは大変意義深いことでありまして、今御指摘の二〇一〇年に一千万人という我が国の目標の実現につきましても、EPAの枠組みの活用を含め、なお一層努力してまいります所存でございします。

○円より子君 海外から日本を訪れる観光客は、他の主要国に比べて大変少ないと思います。この辺りを、海外から人や物、投資などが日本に入ってくることは、海外からの文化や技術を導入して我が国は発展してきたわけですから大変重要でございしますので、ますますその点をよろしくお願いしたいと思いますが、その直接投資促進策の方は、これは経済産業省ですか、お願いします。

○副大臣(山本幸三君) 政府は今年三月の対日投資会議で、二〇一〇年に対GDP比倍増となる五%程度の対日投資受入れを目指す、そういう新たな目標を掲げまして、対日直接投資の促進に取り組んでいこうとございします。

この目標の実現に向けまして、今年六月に作成した対日直接投資加速プログラムでも、外国研究者、技術者等の高度人材の受入れ拡大や外国人の生活環境の整備に取り組んでいくこととしておるところでございします。私自身も、各国でセミナーやつておるわけですが、先般はアメリカに行つてセミナーに出席して対日投資促進をお願いしてまいりました。

そこで、EPAもこの投資の自由化というのを貿易の自由化に加えて含んでいるわけでありまして、人の移動や知的財産の保護等幅広い分野を対象とした協定でございしますので、相手国から我が国への直接投資の促進に非常に資すると、そういうふうな考えております。特に人の移動につきましましては、産業界のニーズも踏まえながら、関係省庁と連携して、専門的、技術的分野の外国人労働者の受入れに積極的に対応しているところござい

います。

今後とも、引き続きまして投資環境の整備、人、金、物の流れの円滑化等の観点から、EPAとの連携も図りながら、対日直接投資の促進に積極的に取り組んでまいりたいと思つております。

○円より子君 これまでEPAが締結されたシンガポール、メキシコ、マレーシアについて、高付加価値品といえますが、例えば4ドア以上の冷蔵庫とか、全自動洗濯機とか、三千cc超の完成車とかそういうものなんですね、こういうもののが関税即時撤廃が実現していないことから、EPAの効果も十分に得られていないとの声が経済界などから出ているのは御承知だと思います。こういうものは関税撤廃までの時間が掛かり過ぎるという指摘もございします。

こうした声を政府が真摯に受け止めて、今後の協定の改定交渉等において相手国に一層の関税削減や自由化を求めるなどの対応が必要だと思ひますが、大臣、いかがでございしますか。

○副大臣(山本幸三君) 確かに、一部の鉱工業品で即時関税撤廃とならないものが存在するわけでございしますけれども、これは交渉におきまして相手国産業の状況等にかんがみまして、また経済産業省としても我が国の産業界と十分相談した上で粘り強く交渉した上で得られた結果でございします。ただ、これまで締結したEPAでは我が国から輸出する鉱工業品への関税は発効後十年以内にほぼ一〇〇%撤廃されることになっておりますので、我々としても満足できる内容ではないかと考えております。

今後もしもいろいろな機会を見付けて両国にとつてメリットのあるEPAを締結できるように努力してまいりたいと考えております。

○円より子君 もうこれまで何度もこのFTAやEPAのことについては言われてきたことかもしれないけれども、様々な協定の署名までに時間が掛かり過ぎていてはないかとよく言われております。フィリピンの場合も、正式な政府間交

渉を経て首脳間で大筋合意に達してから個別の省庁が相手国政府のカウンターパートと個別の交渉に時間を大変費やしたと思うんですが、こうした交渉のやり方では、農業では譲つて関税では主張を通すといった交渉ができないのではないかと思ふんですね。

で、現行の外務、財務、厚労、農水、経産、今日もたくさんの方に来ていただいたのはこういう交渉ですべての省庁がかかわっているから当然のことかもしれないけれども、相手国との交渉においては例えば官邸が主導するなど対外交渉及び国内調整を一本化する必要があると思ひます。これは尾身大臣、いかがお考えでしょうか。

○国務大臣(尾身幸次君) このEPAの交渉は総理が所掌いたします経済連携促進関係閣僚会議の下で関係省庁が密接に協議、連絡をしながら政府一体で取り組んでいるところでございします。このように取組によりまして既に四か国との協定が発効、署名済み、三か国と大筋合意に至つております。この中におきましては、チリとのEPA交渉のように開始後七か月という極めて短期間で大筋合意に達する事例も出てきたところでございします。

もとよりこの関係省庁、所管が異なるわけでございますから、その所管物資についての議論もいたさなければなりません。しかしながら、先ほど申しましたような体制の中で政府一体として取り組んでいき、成果を上げてきているというふうな考えております。

○円より子君 さらに、原産地証明の発給などに係る具体的な協定の運用規則が協定が発効するまで定められないということから、例えば発給機関においては必要な体制の整備に十分な時間が取れないとか、せっかく協定が発効しても実際に協定にのつとつて関税撤廃枠を利用した輸出入業務が行えるまでに時間が掛かるという弊害がこれまであったと聞いておりますが、これは外務省でしょうか、今度の日比EPAにおいてはこうした点については改善策をお取りになるんでしょうか。

か。

○政府参考人(田辺靖雄君) 日比EPAにおきまして運用上の手続規則が協定発効の日比日間の合同委員会が採択をするということになっており、現在そのための事務的な準備作業をしておるところでございします。

したがいまして、協定発効時には運用上の手続規定は整備されることになりまして、御懸念のような事態が起こらないように私も心掛けてまいりたいと思つております。

○円より子君 外務省が作成したEPAの交渉加速化策という文書がございしますね。ここには、これまで民間部門の代表が参加していた共同研究会などの事前準備に時間を掛けずに直接交渉に入り出すという記載があるんですが、交渉グループに民間部門の声を生かす方策について言及がないように思ひますが、この声をどう交渉過程に取り組んでいくのか教えてほしいのと同時に、先ほどのそのEPAを締結した国の関税率がWTO税率よりも高いようなケースで、その関税率を下げるということは好ましいことなんですか、こうした情報もきちんとして日本の輸出業者に周知され、利用可能な、より有利な条件で輸出できるように当局としてもメキシコ政府から情報収集に努めると同時に、輸出業者への情報提供を徹底すべきだと思ひます。

両者において、きちんとその民間部門の声をどう交渉過程に反映するのか、また、それからその後の情報提供をきちんとすべきだと思ひますが、その辺の具体策を教えてくださいたいと思ひます。

○政府参考人(田辺靖雄君) お答えいたします。政府といたしまして、EPA交渉を推進する際、基本的な立場といたしまして広く関係者の意見を伺ひするように心掛けております。

御指摘ございましたように、例えば、交渉開始に先立つ研究段階において官民の関係者の出席を得て共同研究を行う場合があるわけございします。日・フィリピンEPA交渉の前におきまして

も、産業界、学界を交えて共同研究会を設置して検討を行ったわけでございます。また、交渉の途中段階におきまして、個別の分野、セクターに応じまして、日ごろから関係団体あるいは現地の進出企業等と関係省庁との間で緊密な意見交換を行っておりますのでございます。

そのような様々な機会を通じて、今後とも関係者の意見や要望に耳を傾けつつ、EPAの交渉を効率的に進めていきたいというふうに考えております。

○副大臣(山本幸三君) 御指摘のEPAの税率の方がWTOの税率よりも高いというのは本来あり得ない話なんです。ただ、時によつては、EPAを締結した後にその国ではWTOの税率下げることがあつて、そのところはよく分からないことがございます。

したがつて、これはもう輸出入業者がその判断を行うときに選択できるわけですから、そうなつていきますよという情報があれば一番いいわけですね。そのために、我々としても、先方の政府から情報提供を要請したり、全力を挙げて、ウェブサイトにしたり、いろいろな資料を配布したりして、そういうことがないよう努めたいと考えております。

○円より子君 EPAやFTAが本当に国民の利益となる内容の協定になるように御尽力いただきたいということをお願いして、私の質問を終わります。

今日はありがとうございました。

○西田実仁君 公明党の西田実仁でございます。

まず、初めに大臣にお伺いしたいと思つていますが、先ほどの御答弁でもございましたけれども、この経済連携協定の促進に積極的に取り組んでいきたいという決意表明もなされておられました。この経済連携協定を積極的に迅速に締結をしていくということの中には、国内の法体制をどう簡素化していくのかということも含まれてくるんじゃないかというふうに思われるわけでありま

す。この経済連携協定に係る積極的な取組ということについて、その早期発効に向けた国内手続の迅速化ということ考えたときには、今既にシンガポール、メキシコ、マレーシアとそれぞれ、関税暫定措置法を条文を追加していく形で様々なことを法定しているわけでございますけれども、こうした個々の協定の署名の都度条文追加するんではなくて、かなり共通できるところは包括的に一般的な規定化というのが必要ではないかという議論もこれまで随分なされてきていると思うんですね。

そうした観点から、大臣には是非、この連携協定の早期発効に向けた国内手続の迅速化と、こういう観点からお答えいただければと思います。

○国務大臣(尾身幸次君) この連携協定は、アジアの活力を日本に取り込むということと、また、日本のいろんな意味でのエネルギーをアジア各国の繁栄のためにプラスに働かせるというウイン・ウインの関係であるというふうに考えておられて、私もこれを前向きに進めていきたいと考えているわけでございます。

さはさりながら、それぞれの国によりましていろんな経済事情の違い、産業構造の違い等がございますから、そこにおのずからそれぞれの国との連携協定の内容が違つているところもございまして、そしてまた、国内におきましてもいろんな関係省庁が所管が異なるわけございまして、その相手国に應じましてどういふ問題があるかということを取り上げ、そしてまたその解決を図りながら全体としては前向きに進めていくという考え方でございまして、そういう意味で、先ほど申しましたEPAを促進する体制を一元的に取りながら積極的にこれを進めていきたいと考えている次第でございます。

○政府参考人(青山幸恭君) 今の大臣の御答弁をちょっと補足させていただきます。EPAの締結の際には、これまで二国間のセーフガード制度と二国間の関税割当て制度に關します規定の整備をその都度行つてきたということでは

ございます。税率とかあるいは原産地規則等につきましては、これは条約を直接適用したということとでございます。

これらの制度につきましては、交渉相手国によりまして、先ほど大臣からお話ございましたように、具体的な内容の細部につきまして若干の差異がございますので、暫定措置法の改正に当たつては個々の協定ごとに規定の整備を行つてきたということでございます。

(委員長退席、理事峰崎直樹君着席)

今のお話でございますが、規定の一般化という議論でございますが、これは実は日・メキシコEPAの締結に伴います、ちょうど二年前でございしますが、当委員会におきまして関税暫定措置法の改正におきまして国会の審議の場におきましても御指摘をいただいておりますので、今般でこれ四回目になっております。

今後のいろいろな交渉の進展を見つつ、包括的に手当てすることができるとかという点につきましては、今後、私も事務局といたしまして十分検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

○西田実仁君 正にこの経済連携協定の締結の実績が蓄積された一定の成果が上がつてきますと、今言われたような規定の一般化ということの法的な可能性も出てくるんじゃないかというふうにも思つておりますので、引き続き是非御検討いただければと思います。

続きまして、関税割当て制度につきまして農水省の方にお聞きしたいと思います。今回のこの関税割当て制度の中身ですけれども、関税割当て制度と一言で言つてもいろいろな種類があるかと思ひますが、今回のフィリピンとの連携協定においては事前割当て方式というのが取られているわけでございます。

この事前割当て方式ですけど、メキシコとの場合には、それ以外にも輸出国管理方式とかシーリング方式とか市場開拓方式とか様々な方式が取られているわけでございますが、なぜ今回、フィリ

ピンとの経済連携協定におきましては事前割当て方式というものが取られたのか、その背景についてお聞きできればと思います。

○政府参考人(山下正行君) 農産物の関税割当て制度の運用、特に事前割当て制度の運用についてのお尋ねでございますけれども、関税割当て制度の割当てに当たりましては、その申請手続、それから資格要件、割当て基準等に関し、あらかじめ品目ごとに具体的かつ詳細に定めて公表し、運用の透明性の確保に十分に配慮しているところでございます。

今回、日・フィリピン経済連携協定におきまして、幾つかの農産物につきまして関税割当て制度が設定されて、けれども、フィリピン側の強い要望によりまして事前割当てによる実施が合意されたところでございます。

交渉の詳細につきましては差し控えていたいただきたいと思ひますが、フィリピン側から、行政負担につきまして日本側の方でやってくれないかと、行政負担をかんがみると日本側の方でやってくれないかという、そういうことがあつたと聞いております。

○西田実仁君 正に、事前割当て方式と輸出国管理方式との最大の違いは今の行政負担の問題だろうというふうに思ひますが、この事前割当て方式におきましては、輸入者がですね、申請者が農水省に対して申請をし、それに対して農水省の方から審査をするということになるわけでございます。その輸入者に対する審査の厳格度が事前割当て方式と輸出国管理方式とは随分違うということでございますけれども、一方、この事前割当て方式ということとは、その審査する基準というのがあろうかと思ひますので、まずこれについて農水省にお聞きしたいと思います。

○政府参考人(山下正行君) お答え申し上げます。農産物に関する関税割当て制度につきましては、品目の特性などに応じまして、原材料として使用する製造者、いわゆる実需者への割当てと、

それから商社等輸入者への割当てがございまして、実需者への割当てにつきましては、その対象となる産品が確実に輸入され使用されることに留意をしておるわけがございまして、留め、新規参入者であっても、製造設備を有しているなど既存の業者と同一の要件を満たしている場合には割当てを実施していることとでございます。

また、商社等への、輸入者への割当てにつきましては、新規参入者を念頭に置いた枠を設定するなど、その運用の透明性、公平性の確保に努めているところでございます。

○西田実仁君 そうしますと、やはり輸入の実績というのが一つの審査の基準にも入っているというふうに思われますが、この申請者の輸入の実績が考慮されるということになると、よく指摘されることは、これでは新規参入者の障害になるんじゃないかというふうなことも指摘されたりします。それを回避する意味で、例えばオークション方式というやり方もあると聞いておりますけれども、こうした懸念を、その新規参入者が参入する場合に障害になるんじゃないかという懸念をどう回避していくのかということについてお答えいただけますか。

○政府参考人(山下正行君) お答え申し上げます。

関税割当て制度、特に今先生お尋ねの事前割当て制度でございますが、すべて、対象となつていくすべての産品につきまして新規参入が可能でございます。実際の割当てに当たりましては、その数量枠の範囲内におきまして、申請者による当該物品の使用計画等を勘案いたしまして適正な割当てを行っているところでございます。

○西田実仁君 では次に、今回のEPAは人の移動を含むという点でこれまで様々御指摘がございました。そのことにつきまして法務省並びに外務省の皆さんにお聞きしたいと思ひます。具体的にお聞きしたいのは、特に、今回のEPAではございませんけれども、全般的な人の移動

ということとで研修・技能実習制度についてお聞きしたいと思ひます。

この制度が平成五年にできまして、当初は研修・技能実習の滞在期間は二年間であつたと、それが平成九年に三年に延長したというふうに承知をしておりますが、ちょうどこの滞在期間ということにつきましてはどうも見直して十年がたつたというところがございます。見直しということにつきましても、様々な関係各機関で御議論いただいていることも承知をしております。

〔理事峰崎直樹君退席、委員長着席〕

目的がそもそも、この研修・技能実習制度の目的というのは、技術移転による国際貢献ということとが第一の目的になつていくということとでございますが、それはもちろん、目的に対してどの程度それが達成されているのかという議論は大きくあるかと思ひます。あつたかと思ひますが、実態も見なければいけないというふうに思つております。

私、地元は埼玉でございますけれども、この埼玉におきましても、様々な業種におきまして研修・技能実習制度を活用した技術の移転ということが行われておりまして、例えば埼玉の戸田市というところでは、製本とか加工等の印刷とかの業種が多いわけがございまして、そこにおきましてはかなりの割合で研修・技能実習制度を用いた技術移転が行われております。

そこで、例えば研修生、実習生の方から出ていく議論としては、実態としての実態論を申し上げたいと思ひますけれども、自国での借金をして来ている場合も数多くございまして、また家族への仕送りというのでもあつたりして、三年というのはやっぱり短いんじゃないかというふうな、これは本来の目的とは違つていられるわけがございまして、また、企業の方も、三年でようやく仕事に、仕事というか、技術移転がようやくその初期段階が終

わつて、いよいよこれからというときに帰国しないといけない、こういうような話も聞いております。

そこで、結論めいたことはここではおつしやることは難しいと思ひますが、議論として、滞在期間の三年から五年への延長と、その場合に、どういふような枠組みで国内雇用市場への影響を考へていくのか、あるいは滞在の長期化による社会への様々な影響もどう考へていくのか。これは大変難しい深い問題、議論が必要かと思ひますけれども、今の段階で、今申し上げた私の問題意識からして、この研修・技能実習制度の滞在期間の延長ということについてお考えをお聞かせいただければと思ひます。

○政府参考人(齊藤雄彦君) お答えいたします。

現行の制度におきましては、研修及び技能実習制度を合わせまして最長三年というところはもう委員御案内のとおりでございます。一方、最長の滞在期間の延長を求めるといふ意見が多方面から出ておるということも重々承知しているところでございまして。

他方、一方、研修・技能実習制度の悪用事例というものが各方面から指摘されているところでございまして、法務省といたしましては、現在、関係省庁、関係機関と連携しつつ、このような不正研修・技能実習事案の排除に強力に取り組んでいるところでございます。

これらの結果も踏まえまして、研修・技能実習の適正化の観点から、委員御指摘の最長滞在期間の見直し等も含めまして、そういうことの可否も是非も含めまして、その制度の見直しに早急に取り組んでいきたいということになるというふうな考へておるところでございます。

○西田実仁君 是非、この制度の目的ということもありまして、一方で、既に実態が進んでいるという、両方あると思ひますし、当然違法なことをしていることについては罰則も強化していくという側面も必要だといふのもつともございまして、是非熱心な議論をお願いしたいと思ひます。

残りの時間、最後でございますけれども、税関のテロ対策につきまして最後お聞きしたいと思ひます。

この七月に税関組織が再編をされております。その際、様々テロ対策ということで、言えないことも多々あるかと思ひますが、おつしやる範囲で、テロ対策という観点から、どのような今回の税関組織の再編がそれに資するのかということについてお聞きしたいと思ひます。

○政府参考人(青山幸恭君) 御指摘の税関をめぐるテロ対策という議論でございますが、今回七月一日に、取締りなりあるいは検査機能をまず集約させようというのが一つございまして、もう一つは、情報分析と管理機能を集約させよう、という観点から新しく見直したわけがございまして、新しい私ども監視部というのがございまして、これは事前の情報活用しながら輸出入通関にかかわる物流の中で一貫した貨物の取締りを行いましようというところで、テロ関連の物資を含めまして、いわゆるハード面等の取締りを強力に行うということが一つでございます。

調査部というのが、新しくつくりましたが、ここではテロの関連の情報を含みますようないわゆるインテリジェンスな情報の分析あるいは管理機能を統合強化しております、そういう中で犯罪調査に結び付けると、こういうのがねらいでございます。

○西田実仁君 今おつしやつたとおり、様々な対策が打たれておりますけれども、テロリスクをより正確に把握していくということが必要になつてくるわけでありまして、そのための情報収集体制、また分析体制ということについては、これは各地方の税関のその機能だけではなくて、いろいろな関係諸機関との連携強化ということが大事になつてくるんじゃないかと思ひます。そういう場合には、やっぱりそれぞれの各地方の税関にそのテロ対策についていろいろと各機関が協議をするような委員会的なものも必要なのかなという感じもしているわけでありまして、その

点について最後お聞きして、終わりたいと思います。

○副大臣(富田茂之君) 税関におきましては、テロに対する情報につきまして、まず、警察等国内関係機関との密接な連携の確保、そして次に、税関の国際機関である世界税関機構を中心とする国際的な情報交換ネットワーク等を活用した外国税関当局等との情報交換の実施、そして東京税関内に設置されております全国センター機構にテロ専門班を設置しました。そしてまた、各種通関情報等を蓄積した通関情報処理システム等の税関システムを積極的に活用するなど、その収集・分析体制の強化を図っております。

今、局長の方から御説明ありましたが、本年七月の機構の見直しにおきましては、テロや不正薬物等の密輸出入などに関する情報収集・分析体制を強化するため、各情報部門を統合して調査部を設置しまして、情報の一元化及び情報分析支援機能の強化を図ったところであります。

また、関税制度面におきましても、平成十八年度関税改正におきまして、政府が一体となって実施しているテロ対策の一環として、外国貿易機等の旅客、乗組員及び積荷に関する事項について入港前の報告を義務化したところであり、来年二月から施行する予定であります。

財務省としましては、税関において今後とも、関係機関との密接な連携の下、情報収集・分析の強化に努めてまいりたいと思っております。

○西田実仁君 終わります。

○大門実紀史君 大門でございます。

もういろいろ御議論ありましたので、通告した質問はもうやめて、素朴な疑問をお伺いしたい。これはもうだれにでも、基本的な問題ですので、お答えできると思います。

今日もいろいろ出ていましたけれども、農業の構造改革論ということでございますけれども、私にまだよく分かりません。教えてもらいたいと思いますけれども。要するに、東アジアとのEPA、FTAを拡大していくと、どうしても日本の

農業の問題が出てまいります。毎回議論になります。それについて、政府諮問会議でも今言われていますが、日本の農業の構造改革をやって競争力を強めて東アジアから農産物が入ってきてもまあ打ち勝つてくれと、頑張ってくれという話ですけども、そんなことがあり得るのかなという疑問がずっと私思っております。農水省はもうさんざん農業の構造改革と言われておりますから、まづ農水省、聞きたいんですけれども、私は、農業というのはもちろん経済論だけで割り切る問題ではないと、多面的な機能があると思っておりますが、経済論としてもおかしいと思うんですけれども、なぜ日本の農業が構造改革をすればアジアからの、東アジアからの農産物の輸入に対して勝てるのかと、この経済メカニズムを説明していただけますか。

○政府参考人(笹谷秀光君) お尋ねの件でございますが、EPA交渉になりますと、基本的には、アクセスの改善といったようなことが主たるテーマになります。それから農業の協力ということもテーマになるわけでございます。そういう中で、相互に攻めるところは攻める、守るところは守る、譲るところは譲るといった形でいろんな各般の交渉を展開するわけでございますが、我が農林水産省といたしましては、世界においての多様な農業の共存ということを基本に考えて展開しておりますので、その交渉を通じて、双方の農林漁業、それから食品産業の振興にも役立ち得るような、共存共栄を図られるような成果が上がる交渉に向けて臨んでいるわけでございます。

その過程で、当然アクセス改善も行っていくわけでございますので、そのアクセス改善が国内で進捗中の農業の構造の改革に悪影響のないような措置も講じつつ行っていくわけでございまして、そのような交渉を経まして、双方の農業に、また農林水産業にとつて共存共栄が図られるよう戦略的かつ積極的に取り組んでまいりたいと、そういう基本姿勢で臨んでおります。

○大門実紀史君 いや、基本姿勢じゃなくって、

説明してほしいと、なぜ勝てるのか説明してほしいということでございます。

これは二年前です。二〇〇四年にあのメキシコとのFTAのときに、当時の谷垣財務大臣と議論をさせていただきまして。尾身大臣は、私が申し上げたいのは、今みたいな加減な話じゃなくって、経済のメカニズムとしてどうやったら東アジアの農産物と日本の農産物が、どういう仕組みで勝てるのかと、構造改革をすればですね。これについて、基本的な政府の姿勢にもかかわりますんで、尾身大臣のお考えを聞きたいと思っております。

○国務大臣(尾身幸次君) 昨今、農業の近代化といえますか競争力の強化についての考え方が農林水産省を中心にやや変わってきて、今までの守り一辺倒の姿勢から攻めの姿勢に変わってきているように私は感じております。生産性の向上やあるいは農産物の輸出の促進というように、大きな旗印に掲げているということについて、私自身は農業政策の担当ではございませんが、高く評価しているところでございます。

五十年ほど前になりますが、私が大学を卒業してどこに就職しようかなと思いましたが、繊維産業は当然アメリカと競争できなかった、自動車産業は絶対に競争できないと考えておりました、少なくとも自動車産業だけでは就職したくないなと思っております。その自動車産業が今や日本一になっているわけでございますから、そういう意味で、その当時の五十年前の私の先入観というのが違ってきているというふうに思います。

そして、日本の農業につきましても、日本の農産物の品質は世界一であるというふうに私自身認識をしております。そういう品質上の優位性を持つて競争するということが、将来、全体の人類の生活水準の向上が実現したときには可能なのではないかと、私専門家ではございませんが、そういう意味で、農林水産関係の政策をやっている方々の高い志を評価しながら我々としてもそれを

サポートしていきたいと、こういうふうに考えております。

○大門実紀史君 日本の農業が品質を高めてコストを削減するために頑張るということは何も否定しているわけではございません。具体的にEPA、FTAの議論で、入ってくるものに対して構造改革をやって競争に勝て、頑張っていくと、このことについて申し上げているわけですが、これも、具体的にもう少し申し上げますと、東アジアから日本に入る農産物というのは、向こうでは、実は向こうの小農民が生産しているというよりも、アグリビジネス、多国籍大企業が現地の人を雇ったり農地を開発したり農地を借りたりして作って、日本で売れるものを生産しているわけですね。

したがって、向こうの農民と競争しているというよりも、向こうの大企業と、農業大企業と日本の農民が競争しているということ、東アジアの農産物の場合、今度のフィリピンですとバナナもそうです。パイナップルもそうです。向こうに巨大なプランテーションがあつて、デルモンテ社とかドル社という世界的な企業が生産をしているわけですね。こういうものとの関係をリァリティーを持って申し上げておるわけですが、例えば中国の野菜もそうですね、あれは日本の商社が向こうで作らせるとか。向こうの農民と競争しているわけじゃありません。そういうものに対して、構造改革をすれば、競争したら勝てると、勝つていけというの、私かなり乱暴な、絵そらごとの議論が続いていると思います。

例えば、どこまでそういうものに対して日本の農業が向こうで、向こうは賃金安いですから、賃金安いところで生産をする農産物に、どこまでそれじゃ農業の構造改革をやつて生産性高めれば勝てるのかと、こういうふう聞いて農水省はどういうふうにお答えになりますか。

○政府参考人(笹谷秀光君) お尋ねでございますが、例えば今回の日・フィリピン連携協定におきまして、果実につきまして、先生御指摘のような

パイナップルとかバナナについて関税のアクセス改善を行っているわけですが、国内への影響は最小限になるよう、いろんな形で、例えばフィリピン側の要求をよく受け止めつつも、即時又は段階的に撤廃を行う、それから関税割当てを設けるなど、交渉におきましては国内果樹農業の振興に悪影響を及ぼさないような配慮もしながら、国内生産が少なく関税率が低い熱帯果実を中心として協定発効時点での関税撤廃に應じるなど、その他の品目につきましては個別品目の事情に応じまして展開をするなど、いろいろ極力国内への影響も回避しながら進めつつ、一方におきまして国内の果樹の農業についての構造改革を進めると、こういった二重のアプローチで展開をしているところでございます。

○大門実紀史君 何重のアプローチやったついでにですね、あなた官房審議官でしょう。官房審議官ともあろう人が、自分たちが掲げている農業の構造改革について説明ができないんですか。なぜ生産性を上げて勝てるのかということ、それだけを聞いているのに。説明もできないんですか、経済的に。

もつと申し上げますと、東アジアの各国と日本の賃金は数十倍の差があります。あります。為替、通貨の価値も経済力違いますから物すごい差があります。つまり、例えば品質を上げていくといつても、結局日本で売れるものだったら、東南アジアで生産しているアグリビジネスはいずれ日本で売れるような品質のものを開発いたします。日本も頑張ったとしても、これはもう時間の問題で、いずれ開発いたします。

残るのは何かですね。残るのは何かというと、賃金と為替です、農業の問題ではですね。賃金と為替のこれだけの格差を超えて東アジアの農産物に日本の農業が打ち勝つということはあり得ないと。逆に言えば、日本経済がよっぽど沈没をして為替の差が東アジアの国となくなるか、賃金がよっぽど下がって同じになるか。これはこういう世界しかないことを何かいかにも頑張ればできる

ようにおっしゃっているんで、核心の問題を申し上げているわけでございます。

尾身大臣、説明できますでしょうか。
○国務大臣(尾身幸次君) 私は、先ほど申し上げましたように、農業の構造改革をして日本の農業が世界に通用するような農業を目指していく、その志を高く評価しながら我々としてもこれをサポートしてまいりたいと考えております。

○大門実紀史君 幾ら聞いても答えが出てまいりません。今の政府が掲げておられる農業の構造改革論、それで頑張っていけばEPA、FTAを幾ら結んでも大丈夫だというのは、本当に架空の世界の話をなさっているということを指摘して、ちよつと早いですがけれども、質問を終わります。

○委員長(家西悟君) 他に御発言もないようですから、本案に対する質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。——別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

関税暫定措置法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○委員長(家西悟君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(家西悟君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時五十八分散会

平成十八年十二月八日印刷

平成十八年十二月十一日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

D